

区長コメント

平成14年8月1日記者会見資料

1. 対応内容

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」）の8月5日の第一次稼働当初から都への送信をしない。準備段階で送信した情報については、都に対して消去を求める。

2. 理由（考え方）

プライバシーと私有財産は、個人の自由と誇りを守る源泉である。私は、自立した自由社会を愛する立場から、この2年余、住基ネットに警鐘を鳴らしてきた。

しかし私は、区長として、国会で制定された法律を執行する責務を負っている。同時に、改正住民基本台帳法（以下「改正住基法」）第36条の2によって、市区町村長は、個人情報の適切な管理のための必要な措置を講じる義務を負っている。このことから、改正住基法の施行に備えて、昨年9月議会で区独自の条例（「住基プライバシー条例」）を制定した。

改正住基法は、附則第1条第2項で「この法律の施行に当たっては、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」と定めており、改正住基法も住基プライバシー条例も個人情報保護のための法整備を前提として施行されるはずであった。しかし、周知のとおり法整備は行われていない。

本年6月6日の区の照会に対して、政府は、法改正の審議過程における小渕首相の答弁を反故にし、「個人情報保護法案を提出したことにより責務を果たした」と回答した。そして最近では「個人情報保護法は平成15年8月の本格稼働までに整備すればよい」としている。政府は、行政機関の個人情報保護法の特別法である住民基本台帳法によって個人情報は十分守られていると言う。しかし、本人確認情報の提供先での情報漏洩、本人確認情報の目的外利用などに対する規制は不備のままである。

政府は、改正住基法附則第1条第1項を根拠に、「8月5日に住基ネットを実施しなければ違法だ」としているが、確固とした個人情報保護のための法制度が未整備のまま改正住基法を施行し住基ネットを実施することこそが違法である。法第36条の2に基づき「個人情報の記録を適切に管理する義務」を負っている市区町村長には、個人情報保護に万全を尽くすことが最も重要な責務であり、確固とした個人情報保護のための法制度が整備されるまでの住基ネット

への不参加は適法である。

杉並区では7月10日に区長から、12日には区議会から政府に対して凍結、延期を求める要望書を提出した。また7月5日に住基プライバシー条例を施行し、区民アンケートとともに、学識者による調査会議を設けて、住基ネット実施に関する調査を行ってきた。アンケートでは7割を超える多くの区民がシステム稼動に異論を唱え、また、調査会議からも慎重に対処すべきとの中間報告をいただいたところである。

一方で法律を執行する責務を負い、他方で個人情報保護に万全を尽くすべき責務を負う者として、苦渋の選択であるが、住基プライバシー条例第6条第1項及び第3項に基づく調査を踏まえ、改正住基法第36条の2に基づき、現状において参加することは適当でないと判断した。

3. 区民への理解、協力要請

区民アンケートでは「予定どおり実施すべき」という意向の区民もある。

確かに、広報の「区長からのいいメール」でも述べたとおり、住基ネット稼動によって便利になる面もあり、「予定どおり実施すべき」と考える区民各位には申し訳なく思うが、もともとこのシステムは、希望者が番号を登録して使用する選択制でなく、全国民に一律に番号をつけて管理する仕組みになっているために希望に添えないことをご理解いただきたい。

私は区長として、区民一人ひとりの基本的人権を危険にさらすことはできず、確固とした個人情報保護のための法制度が整備されるまでは、住基ネットに参加することはできないと判断したが、住基ネットの本格稼動は来年8月で、今年の8月5日以降の事務手続には大きな変化はなく、したがって、当面、区民生活に大きな不便をかけることはないと考える。

区民各位には、是非ご理解いただくよう、お願いしたい。

4. 都知事及び市区町村長への要請

8月5日からの住基ネットに参加しないことに伴い、準備段階で都に送信した住基情報の消去を求めることによって、また、杉並区から他市区町村への転出時の転入事務が変則的になるなど、格別の負担をかけることになる。

都知事及び市区町村長には、住基ネットに対する様々な考え方の中で、杉並区長としては個人情報保護に万全を尽くす道を選択したものであることを、よろしくご理解のうえ、ご協力いただくようお願いする。